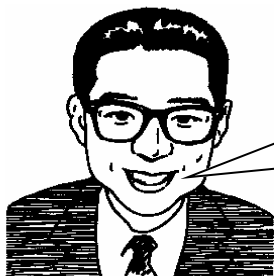


青税会員限定!

全国青年税理士連盟 会長 城田英昭
(レポーター) 法対策部長 植木心一

日税連理事会レポート 2



皆さん、法対策部長:植木心一です。

今回は、理事会ではなく定期総会のレポートです。

第50回定期総会は、まったく滞ることもなく・・・

日税連の第50回定期総会は7月25日(火)午後1時30分より、ホテルオークラにおいて開催された。

総会議長には、「司会者一任」の声があり、森金次郎日税連会長が指名された。5つの議案につき、会員全員の賛成により承認さ

れた。執行部から議案説明の後、たった一つの質問もなく、全会一致での賛成承認であった。

その後、日税研究賞等の表彰式や寄付金贈呈式があり、閉会后、会場を移して立食形式の懇親会が開催された。

ハイライト

- ★ しゃんしゃん定期総会
- ★ 竹中平蔵の意外な過去
- ★ 伝説の税理士! 続報!!

傍聴者

- 石井 孝雄 (神奈川)
- 五十棲 裕 (近畿)
- 植木 心一 (近畿)
- 菊池 純 (東京)
- 西藤 友美子 (千葉)
- 城田 英昭 (神奈川)
- 菅原 祥元 (東京)
- 高垣 希 (神奈川)
- 中西 毅 (名古屋)

第50回定期総会議案

- ◆ 第1号:平成17年度事業報告承認の件
- ◆ 第2号:平成17年度決算承認の件
- ◆ 第3号:平成18年度事業計画決定の件
- ◆ 第4号:平成18年度予算決定の件
- ◆ 第5号:日本税理士会連合会会則の一部変更の件

私たち一人一人の税理士は、日税連の会員ではありません。私たちが所属している公益法人である各税理士会が日税連の会員なのです。

確かに、理屈の上では個々の税理士は各単位税理士会を通じて、その意見を日税連に述べる事ができるのでしょう。

しかしこれで、間接民主主義としての十分な機能が果たされていると言えるのでしょうか。

日税連のこの意見集約システムでは、少数意見を汲み上げることは不可能でしょう。

ちなみに、日本弁護士会・日本公認会計士協会等は個々の弁護士・公認会計士が会員です。

日税連の会員は、各単位税理士会です。

日本には単位税理士会は15会あります。つまり日税連の会員は、たったの15人です。

その15各単位会会長は、日税連では副会長です。つまり、日税連の執行部の一員です。

議案について、質問がなく、反対するはずもありません。

日弁連等が素晴らしい、と無批判に言っているのではないですよ・・・。

日税連理事会レポート 2

各税理士会の議決権数

会名	議決件数
東京	18,871
東京地方	4,477
千葉県	2,352
関東信越	7,010
近畿	13,043
北海道	1,946
東北	2,653
名古屋	3,954
東海	3,997
北陸	1,253
中国	2,943
四国	1,518
九州北部	2,761
南九州	1,869
沖縄	323
合計	68,970

【日本税理士会連合会会則】
 (議決権)
 第26条 税理士会は、その会の税理士会員の数と同数の議決権を有するものとする。
 2 前項の会員の数は、総会の会日の属する月の前々月末現在による。

懇親会の来賓は3人の大臣

谷垣禎一財務大臣、竹中平蔵総務大臣、杉浦正健法務大臣が順番に来賓あいさつをしました。

竹中大臣のあいさつ：
 「私は、税理士さんには一目置いております。
 大学を卒業後、税理士試験を受験しました。財表と簿記と法人税は合格しましたが、その後方向転換し、結局、税理士にはならなかった。」

ちなみに谷垣大臣は、弁護士であり税理士登録もしているそうです。

◇ 日税連の理事会等の予定 ◇

平成18年
 9月27日(水) 第2回理事会

12月21日(木) 第3回理事会
 平成19年
 3月23日(金) 第4回理事会
 6月ごろ 平成19年度第1回理事会

希望者は傍聴可能です。

☆私と一緒に、傍聴しませんか☆

登録番号10番まで
 (又聞き情報です)

一 ノ瀬 長治
 二 平井 庄吉
 三 柴田 義彦
 四 湯浅 恭三
 五 河合 博
 六 井田 保雄
 七 佐々 野虎一
 八 高橋 諦
 九 中島 宇吉
 一〇 高田 二平

伝説の税理士！続報！！

税理士登録番号第1番の「一ノ瀬長治」でネット検索すると、どうやら弁護士さんのように思います。租税法に関する著作もあるようです。
 以下、ある税理士さんから教えていただいた情報です。

「東京都港区芝虎ノ門28番地に事務所をもつ弁護士で、昭和35年9月27日没。(大阪合同税理士会史400頁)

なお、昭和26年12月15日に税理士一斉登録。うち、74名は弁護士で登録番号1番から74番までが弁護士。
 75番から389番までが公認会計士、390番から4438番までが税務代理士だったそうです。」

税理士登録の順番は、まず弁護士、次に公認会計士、そして税務代理士。

第二回目の日税連理事会レポート、いかがでしたか。
 ご意見等がございましたら、ぜひお知らせください。(zensei@khaki.plala.or.jp)